

県の「認定拒否」取消し

全員審査やり直しへ

環境庁 患者救済に道ひらく

学的にはつきり認められないケ―スでも、有機水銀の健康に及ぼす影響が全く否定できない場合には積極的に認定していくべきだといふものである。

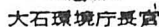
「合」という規定は広い意味の「健康影響」をも含んでいるとの結論に達した。つまり、有機水銀と健康被害との直接的な因果関係が医

行政不服審査法によると審査請求のあった場合、上級官庁は原決定について①請求を棄却する②取

り消し裁定する。密査裁定するのどれかの判断をすることになるが、環塩庁による熊本県決定の取り消しは、裁判でいうと原判決破棄、差し戻しに当たる。

今度の認定基準の緩和で熊本、鹿児島両県の水俣病認定患者が大幅にふえることは必至とみられ、患者とチヤソレの補償交渉は大きな局面転換をすることになる。

【注】行政不服審査とは、行政不服審査法によつて行政庁（この場合熊本県）の違法または不当な処分（公害病の認定拒否）に対し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての道が開かれている（同法第一条）。審査請求が理由があるときど、審査庁（環塩庁）は裁決で当該処分を変更し、または処分庁に対し当該事実行為を取消すべきことを命ずることも



水俣病認定問題は、医学的な判断基準をめぐって学者の間で論争が続き、むずかしい問題になっているが、環境庁が健康被害救済法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）の精神を尊重し「疑わしきも認定する」方針を明確にしたことは、公害病認定制度に比し古本大教授に水俣病認定を申請したが、同六月十九日棄却された。この認定拒否は医学的、法律的にも誤りだと主張する川本さんらは、決定取り消しを求めて厚生省に行政不服審査を請求して

ことし七月、充足と同時に厚生

省からこの問題を引きれない環境汚染は、法律面、医学面の両方から慎重に検討を続けていたが、水俣病認定の医学的基準について熊本、新潟両県の審査会で食い違いがあるうえ、学界で論争が続くなど、水俣病の病態に未解明の点が多いため、医学的判断に立ち入ることを避けて、もっぱら法律解釈に焦点を絞った。

その結果、熊本県はメチル水銀と水俣病との因果関係がはっきりしている患者だけを認定しているが、環境庁は健康被害救済法第一条の「大気汚染または水質汚濁の影響による疾病が多発した場

「健康影響」をも含んでいるとの結論に達した。つまり、有機水銀と健康被害との直接的な因果関係が医

に、裁決してその旨を宣明すること
もできる(同法第四〇条)。

【注】健康被害救済法第一条
(目的)

この法律は事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染または水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合において、当該疾病にかつた者に対し、医療費、医療手当及び介護手当の支給の措置を講ずることにより、その者の健康被害の救済を図ることを目的とする。

委員更迭は考えぬ

沢田一精県知事の話 もう一度慎重にやり直せ—ということなら、それに従うだけだ。私自身は知事就任(ことし一月)以来、水俣病かどうか関係地住民の一斉検診の方針を打ち出すなど、前向きに取り組んできた。これにより新研究会の委員更迭の考えはない。

新しい検査法が必要

武内忠男熊本県公害被害者認定審査会副会長(熊本大医学部第二病理学教室教授)の話 審査請求人が水俣病かどうかの臨床的な判断がこれまでの方法ではむすかし

い以上、何度審査しても別の結論を出すのはむすかしい。だから、疑わしい患者は県が行政の面から救済するはかないだろう。審査会としては新しい検査法を取り入れる必要があると思う。

早く認定してほしい

行政不服審査を請求した川本輝夫さんの話 これで県の行政の怠慢がはつきりした。このうえは、県は一日も早く水俣病と認定して私たちの救済をしてほしい。



あいさつする春日新委員長

にし、抱負を語った。

一、大会で多数の信任を得て大任をになうことになったが、ベテランの佐々木審判長ら全中執委員と同志的に助け合いながら、全力を尽くす。当面の政治課題は全野党の政治勢力の結集であり、最終的には故西村榮一委員長の遺志を貫いて、野党再編を主張したい。

一、いま一つの大きな政治課題は、秋の沖縄国会などや、日中間題などがあるが、(共産党を除く)三野党が足並みをそろえて取り組むことが大切であり、沖縄現地の情勢や他党の動きなどを十分考え合わせながら、完べきに対処したい。

春日一幸(かすが・いっこう)

氏 逓信講習所高等科卒。春日楽器社長、愛知県会議員を経て、二十七年衆院初当選。社会党中執委員などをとつて、三十五年の民社党結成後、国対委員長、書記長、選挙対策委員長を歴任。

「疑わしきも救済」

公害行政、画期的な前進

解説

百人にのぼる(注) 八月三日現在) 熊本、鹿兒島両県の水俣病認定申請者。このほか不知火海沿岸にお

ぜいいるとみられる「隠れ水俣病患者」。

熊本県公害被害者認定審査会の認定処分をすべて取り消し、審

査やり直しを求める環境庁方針は、これらの未認定患者に救済への道を大きく開いたといえる。公

による健康被害の「疑いのある者」に対しても積極的に救うていくとする行政姿勢は、環境庁の「やる気」を示したものと受け取られ

る。

しかし半面、ほぼ十年以上にわたり患者を放置してきた地方自治体や厚生省の行政責任、両県審査会の認定基準のきびしさが改めて浮き彫りにされた。

新潟水俣病の場合は、阿賀野川沿岸住民約三千人から毛髪の水銀量を測定、これをもとに追跡検査を進め徐々に病像をつかんでいた。これに対し、水俣病では真性

の重症患者を中心に病像をとらえてきた。この結果、認定基準は水俣病の典型症状(ハンターラッセル症候群)とされる①求心性視野狭さく②難聴③知覚障害④運動失調の四項目におかれ、このひとつでも欠ける限り「認定に慎重を要する」とされた。そこから「基準が固定的できびしすぎる。これでは病変したもの、軽症や不全型の患者を救えない」との声が審査会内部からも起っていた。

審査会は公害被害救済法(四十四年十二月成立)により新発足してからも従来の審査方針を踏襲した。むしろ「この法令は医療救済が目的だから死亡した患者は認定しない。公害補償の問題があるため、審査には慎重が必要だ」と

申し合わせるなど、一層硬化した姿勢を取り続けた。

しかも県は本人の申請を待って検査、審査する建前をとっているため、なおさら積極的な救済はむずかしいとみられていた。県がことし中に住民検査による患者発見の方針を打ち出したのも、つい最近になってからだ。

今度の環境庁の方針は、医学面に立ち入らず、あくまで法律解釈によるものといえ、県と審査会

のこれまでの姿勢全体に「やり直し」を命じた形になる。とりわけ徳田時比古・熊本医学部教授ら審査会の主流メンバーが「権威失墜」にどう対応するか、その去就と、患者認定審査への新たな取り組みが注目される。